

平成29年度補正予算 事業承継補助金も解説！

徹底解説！事業承継税制セミナー

事業承継で大きな課題となるのが「後継者への株式の移転」

平成30年度税制改正では、株式の取得に伴う税負担を大幅に軽減する事業承継税制の要件等が“期間限定”で大幅に緩和され、中小企業にとって活用しやすい税制となりました。さらに平成29年度補正予算では、事業承継補助金が拡充されるなど、事業承継を考えている経営者にとって、まさに千載一遇のチャンスと言えるでしょう。

本セミナーでは中小企業庁で事業承継関連施策にも携わった講師から、改正のポイントや実務で注意すべき点などを、わかりやすく解説いたします。ぜひ奮ってご参加ください。

- 日 時 : 2018年4月12日(木) 14:00~16:00
※受付開始: 13:30~
- 会 場 : 東京商工会議所 中央支部 会議室
(中央区銀座1-25-3 中央区京橋プラザ3F)

■ 講 師 : ベイス法律事務所

いとう りょうた
代表/弁護士 **伊藤 良太 氏**



【講師プロフィール】平成22年早稲田大学大学院法務研究科修了。同年司法試験に合格。

平成23年最高裁判所司法研修所修了。平成24年に弁護士登録し、ベンチャー企業法務、契約・M&A・事業承継案件等に従事。その後、平成27年に経済産業省中小企業庁事業環境部財務課(課長補佐)に採用され、事業承継関連施策を担当。事業承継ガイドライン執筆、事業承継税制(平成29年度税制改正)の立案・執行、事業承継補助金をはじめとする予算事業等に従事。平成29年ベイス法律事務所を設立。

- 内 容 : 事業承継税制改正のポイント、事業承継補助金について 等
- 定 員 : 40名(無料・先着順)

平成30年度
事業承継税制改正の
ここがポイント★



- 自社株式の承継に係る税負担を実質ゼロに！
- 雇用維持要件(雇用5年平均8割)が実質撤廃
- 先代以外の株主からの贈与・相続も対象に！
- 複数後継者の対象化(1人から3人までに！)

※その他、制度の利用には一定の要件があります。詳しくは本セミナーで解説！

利用するには5年以内に『特例承継計画書』を出す必要があります！

■ 問合せ先 : 東京商工会議所 中央支部 菱川 Tel.3538-1811 FAX3538-1815 【E】

■ 申込方法 ① 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

※受講券は発行いたしません。セミナー当日はFAX送信した本用紙をご持参ください。

② 東商 中央支部HPからもお申込みいただけます。

東商 中央支部 検索 <http://www.tokyo-cci.or.jp/chuo/>

FAX:3538-1815

※番号をお確かめの上ご送信ください。

4/12 徹底解説！事業承継税制セミナー 参加申込書

※満員につき受講いただけない場合のみご連絡いたします。

会社名				会員 ・ 非会員
役職	氏名		業種	
住所				TEL
E-mail				FAX